

大津市手話言語条例の制定について

平成30年9月3日提出

大津市長 越直美

大津市手話言語条例

手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において明らかにされているように、手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する言語である。しかしながら、手話が言語であることはいまだ社会で十分に認識されておらず、それゆえ、手話への理解や手話の普及は十分に進んでいるとはいがたい。

本市では、国際障害者年（昭和56年）に滋賀県で全国身体障害者スポーツ大会が開催されたことを契機として多くの手話サークルが結成されてきた。また、これまで、手話通訳者・要約筆記者の派遣や聴覚障害者相談員の設置といった先進的な取組を進めてきた。

国際的に手話が言語であると認められた今こそ、私たちは、これまでにも増して手話への理解を深め、手話を普及させるとともに、手話を必要とする者が安心して暮らすことのできるまちづくりのため、更なる取組を進めていかなければならない。

ここに、手話への理解の促進及び手話の普及についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを前提として、ろう者的人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の実施)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話により情報を取得する機会の拡大に関する施策
- (2) 手話の習得の支援及び意思疎通の手段として手話を選択しやすい環境の整備に関する施策
- (3) 手話通訳者の養成その他の手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 手話を学ぶ機会の提供に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(学校における取組による理解の促進)

第8条 市は、学校における手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、児童及び生徒の手話への理解の促進に努めるものとする。

(大津市手話施策推進協議会)

第9条 手話に関する施策の推進に関し必要な事項について調査審議するため、大津市手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) ろう者の福祉に関し知見を有する者
 - (2) ろう者が組織する団体から選出された者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

議案第119号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年9月3日提出

大津市長 越直美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第18項第55号を同項第57号とし、同項第54号中「規定する処分等概要書」の次に「、同項第2号に規定する築造計画概要書、同項第3号に規定する定期調査報告概要書、同項第4号に規定する定期検査報告概要書又は同項第6号に規定する全体計画概要書」を加え、「建築計画概要書又は処分等概要書」を「これらの書類」に改め、同号を同項第56号とし、同項第40号から第53号までを2号ずつ繰り下げ、同項第39号中「仮設建築物建築許可申請」を「仮設興行場等建築許可申請」に改め、同号を同項第40号とし、同号の次に次の1号を加える。

(1) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等建築許可申請に対する審査 1件につき 160,000円

別表第18項中第38号を第39号とし、第14号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

(2) 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請に対する審査 1件につき 27,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

平成30年9月3日提出

大津市長 越直美

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成26年条例第11号）の一部を
次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、埋立て等が防災上並びに自然環境、生活環境及び景観（以下「自然環境等」という。）に及ぼす影響に鑑み、埋立て等に関して必要な規制を行うことにより、土壤の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境等を保全し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第3条第1項中「廃棄物及び」を削り、同条第4項中「環境」を「自然環境等」に改める。

第4条中「廃棄物の不適正な処理並びに」を削り、「及び」を「若しくは」に、「発生する」を「発生し、又は自然環境等を損なう」に改める。

第5条中「防止する」を「防止し、並びに自然環境等の保全を図る」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び廃棄物の不適正な処理」を削る。

第13条中「自然環境及び生活環境」を「自然環境等」に改める。

第15条第1項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 特定事業の施行後の事業区域の地貌がその周辺の地域の景観と著しく不調和とならないた

めに講ずる措置

第15条第2項第1号中「第13号及び第14号」を「第14号及び第15号」に改める。

第16条第1項第1号ウ中「第27条第5項（）を「第27条第5項若しくは第6項（これらの規定を」に、「若しくは第2項、第34条第3項」を「から第3項まで、第34条第3項若しくは第4項」に改め、同項中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 特定事業の施行後の事業区域の地貌がその周辺の地域の景観と著しく不調和とならないために規則で定める必要な措置（以下「景観配慮措置」という。）が講じられていること。

第16条第2項中「第15条第2項」を「前条第2項」に改める。

第17条中「防止」を「発生を防止し、」に、「環境」を「自然環境等」に改める。

第27条第1項中「防止する」を「防止し、並びに自然環境等の保全を図る」に改め、同条第5項中「の条件」の次に「(一時堆積事業にあっては、同条に規定する許可の条件)」を加え、同条に次の1項を加える。

6 市長は、第3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定事業（一時堆積事業を除く。）について、景観配慮措置が講じられているかどうかを検査し、講じられていないと認めるときは、当該届出をした者に対し、期限を定めて、景観配慮措置を講ずべきことを命ずることができる。

第28条第2項中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に改める。

第29条第1項中「防止する」を「防止し、並びに自然環境等の保全を図る」に改め、同条第2項中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に改める。

第33条第1項中「直ちに、」を「直ちに」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項に規定する者に対し、期限を定めて、景観配慮措置を講ずべきことを命ずることができる。

第34条に次の1項を加える。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により第10条の許可を取り消した場合において、当該許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第3項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、期限を定めて、景観配慮措置を講ずべきことを命ずることができる。

第38条第1項中「並びに自然環境及び生活環境」を「及び自然環境等」に改める。

第39条中「自然環境、生活環境等」及び「環境」を「自然環境等」に改める。

第40条中「第27条第5項（）を「第27条第5項及び第6項（これらの規定を」に、「条件に適合している」を「条件（一時堆積事業にあっては、同条に規定する許可の条件）に適合し、

並びに景観配慮措置が講じられている」に改め、「(特定事業を休止する場合を除く。)」を削る。

第45条第1項第1号中「第27条第5項（）」を「第27条第5項若しくは第6項（これらの規定を）」に、「若しくは第2項」を「、第2項」に、「、第34条第3項」を「若しくは第3項、第34条第3項若しくは第4項」に改める。

第49条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次の次の2号を加える。

(2) 第27条第6項(第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(3) 第33条第3項又は第34条第4項の規定による命令に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条の許可を受けた特定事業及び同条例第15条第1項の申請書を受理された特定事業については、なお従前の例による。

3 改正後の第33条第3項の規定は、施行日前に行われた特定事業については、適用しない。

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年9月3日提出

大津市長 越直美

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に、「第16条第1項及び第3項」を「第16条第1項、第3項及び第4項」に改める。

第6条中「、第16条」を「、第16条第1項、第2項及び第4項」に、「附則第3項」を「附則第4項」に改め、同条第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確

保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第16条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当する家庭的保育事業者等（第22条に規定する家庭的保育者の居宅で家庭的保育事業を実施する者に限る。）は、同項前段に規定する方法のほか、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるものが調理し、当該家庭的保育事業所等に搬入する方法により、利用乳幼児に対する食事の提供を行うことができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

第23条第1項中「第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入するとき、又は同条第3項」を「第16条第1項若しくは第3項に規定する方法により食事を提供するとき、又は同条第4項」に改める。

第29条第1項、第31条第1項、第34条第1項及び第44条第1項中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第47条第1項中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(食事の提供の経過措置)」を付し、同項中「者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の前の見出しを削り、同項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「(小規模保育事業所A型等の職員配置に係る特例)」を付し、附則中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の

次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（家庭的保育者の居宅において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第5号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第15条第1項に定めるところにより利用乳幼児への食事の提供を行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年9月3日提出

大津市長 越直美

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号ア中「平成25年条例第15号」の次に「。以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。」を、「平成25年条例第16号」の次に「。以下「指定介護予防サービス等基準等条例」という。」を加え、同条第5項中「以外の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第6項中「できる」を「できることとし、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第9項中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準等条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準等条例第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第11項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げる、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第123号

大津市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年9月3日提出

大津市長 越直美

大津市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

大津市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例（昭和51年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第36条の2第1項」を「第36条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

平成30年9月3日提出

大津市長 越直美

大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改
正する条例

大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の施行に関する条例（平成19年条例第21
号）の一部を次のように改正する。

第5条中「大津市春日町7番14号」を「大津市御陵町3番1号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第125号

大津市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年9月3日提出

大津市長 越直美

大津市建築基準条例の一部を改正する条例

大津市建築基準条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第43条第2項」を「第43条第3項」に、「附加」を「付加」に改める。

第35条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「の仮設建築物」を「又は第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第126号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年9月3日提出

大津市長 越直美

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1天神山団地の項中「38」を「36」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第127号

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年9月3日提出

大津市長 越直美

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の部日吉台幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

大津市長 越直美

1 無償貸付をする財産 土地（旧大津びわこ競輪場用地の一部）

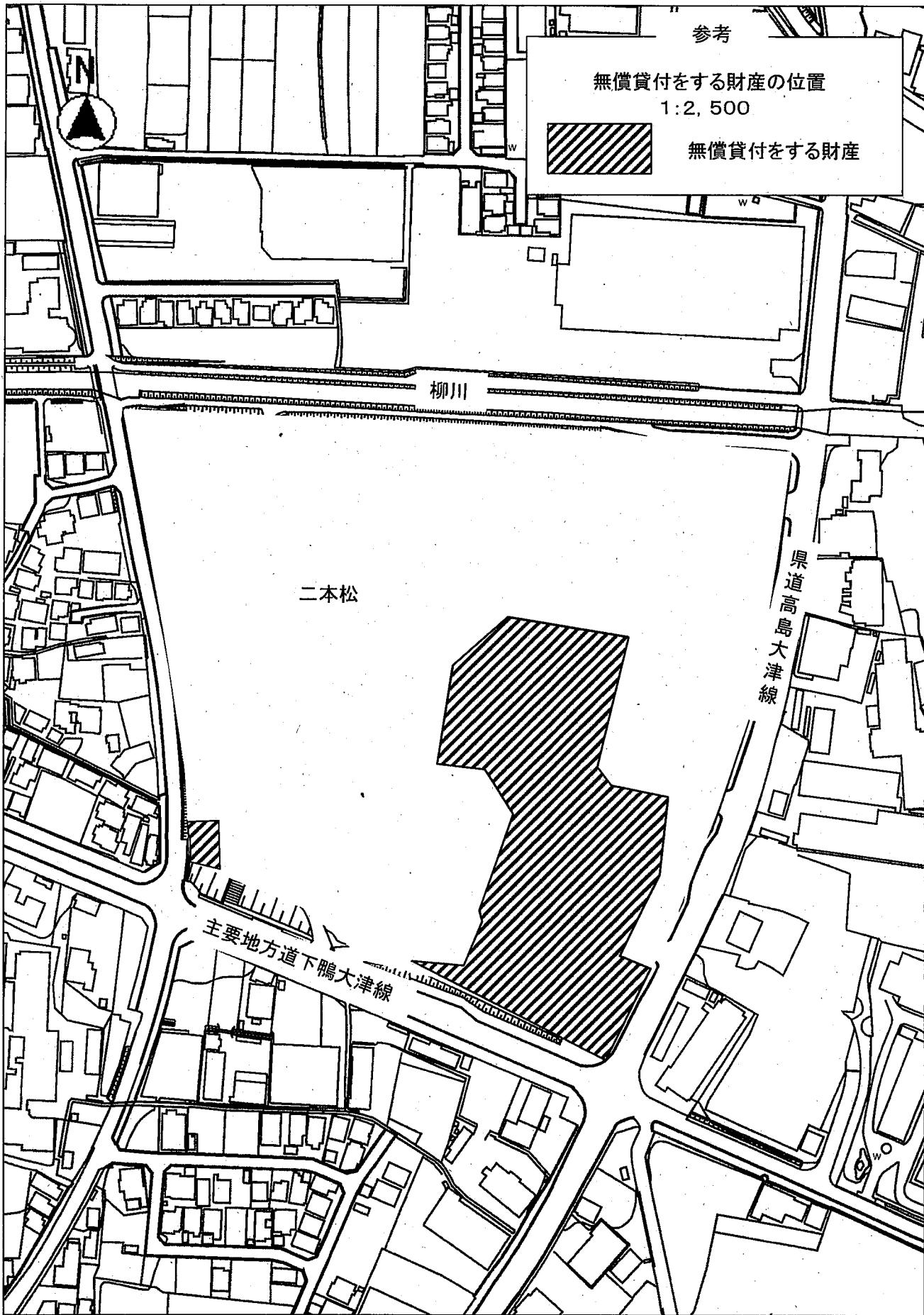
所 在 大津市二本松字立原48番1の一部並びに同町字柳ノ間78番、同番1、
168番1及び同番6の各一部

面 積 15,106.33平方メートル

2 無償貸付の期間 平成30年11月1日から平成31年11月30日まで

3 無償貸付の相手方 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

大和リース株式会社



財産の減額貸付について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

大津市長 越直美

1 減額貸付をする財産 土地（旧大津びわこ競輪場用地の一部）

所 在 大津市二本松字立原48番1の一部、同町字柳ノ間78番、同番1、
168番1及び同番6の各一部並びに同町字二本松193番1、195番1、
234番1、同番6、241番1、248番及び249番1

面 積 49, 687平方メートル

2 減額貸付の期間 平成30年11月1日から平成62年4月30日まで

3 貸付料総額 2, 667, 011, 000円

4 減額貸付の相手方 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

大和リース株式会社

